

香川県条例第12号

香川県恩給通算条例等の一部を改正する条例

(香川県恩給通算条例の一部改正)

第1条 香川県恩給通算条例（昭和32年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義) 第2条 略</p> <p>(1)～(9) 略 (10) 漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第137条第6項</u>に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法第151条において準用する同法<u>第137条第6項</u>の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法<u>第173条</u>において準用する同法<u>第137条第6項</u>の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記 (10)の2～(20) 略 2・3 略</p>	<p>(用語の意義) 第2条 この条例において「他県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「他県の退職年金条例」という。）の適用を受ける者（他県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。 (1)～(9) 略 (10) 漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第85条第6項</u>に規定する海区漁業調整委員会の書記、同法<u>第109条</u>において準用する同法<u>第85条第6項</u>の規定により置かれる連合海区漁業調整委員会の書記及び同法<u>第132条</u>において準用する同法<u>第85条第6項</u>の規定により置かれる内水面漁場管理委員会の書記 (10)の2～(20) 略 2・3 略</p>

（証人、参考人等の費用弁償及び手当支給条例の一部改正）

第2条 証人、参考人等の費用弁償及び手当支給条例（昭和36年香川県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(1)～(11) 略 (12) 漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第157条第1項</u>の規定による県海</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、次に掲げる者に対して支給する費用弁償及び手当について必要な事項を定めるものとする。 (1)～(11) 略 (12) 漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第116条第1項</u>の規定による県海</p>

区漁業調整委員会の要求に応じて出頭した者

(13) 漁業法第173条において準用する同法第157条第1項の規定による

県内水面漁場管理委員会の要求に応じて出頭した者

(14) 略

区漁業調整委員会の要求に応じて出頭した者

(13) 漁業法第132条において準用する同法第116条第1項の規定による

県内水面漁場管理委員会の要求に応じて出頭した者

(14) 略

(香川県一般海域管理条例の一部改正)

第3条 香川県一般海域管理条例（平成12年香川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(占用等の許可) 第3条 略</p> <p>(適用除外) 第4条 略 (1) 略 (2) 漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第69条第1項</u>の免許又は同法<u>第57条第1項並びに第119条第1項及び第2項</u>若しくは水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項の規定に基づく規則の規定による許可を受けて、水産動植物の採捕又は養殖のために行う場合 (3)・(4) 略</p>	<p>(占用等の許可) 第3条 一般海域において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 一般海域を占用すること。 (2) 土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること。 (3) 土石の投入、掘削その他海底の形状の変更をすること。 2～4 略</p> <p>(適用除外) 第4条 前条の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。 (1) 略 (2) 漁業法（昭和24年法律第267号）<u>第10条の免許又は同法第65条第1項及び第2項</u>若しくは水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項<u>及び第2項</u>の規定に基づく規則の規定による許可を受けて、水産動植物の採捕又は養殖のために行う場合 (3)・(4) 略</p>
<p>(香川県個人情報保護条例の一部改正)</p> <p>第4条 香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p>	<p>(適用除外)</p>

第60条 略

2 略

(1) 略

(2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第20条第1項に規定する漁獲割当
管理原簿又は同法第117条第1項に規定する免許漁業原簿に記録されて
いる保有個人情報

(3) 略

第60条 略

2 第2章第3節から第7節までの規定は、次に掲げる個人情報又は保有個
人情報については、適用しない。

(1) 略

(2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第50条第1項に規定する免許漁業
原簿に記録されている保有個人情報

(3) 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。